

輝く街づくり

市政に新たな種をまき、 芽を育てよりよい街にしよう!



<討議資料>

2024年7月発行

令和6年和光市議会6月定例会

富澤啓二議長が一身上の都合で議長を辞職され、議長辞職により議長選挙が行われ安保友博議員が議長 に就任されました。安保友博議員が議長に就任したことにより、議会運営委員会委員長が空席となり、 私が議会運営委員会委員長と総務環境常任委員会委員長を兼務することになりました。

令和6年和光市議会6月定例会(議会)が、6月6日(木)より会期22日間の日程で開会し6月27日(木) に閉会致しました。今議会には、報告第1号から第5号、諮問1号、議案第36号から議案第49号が上程され、 議案第37号から議案第42号までの6議案は専決処分の承認を求める議案でした。

☆議案第37号市長及び副市長の給与の減額に関する特例条例の専決処分の承認を求めることについては賛成少数で「不 承認 となりました。

この専決処分は、3月定例会において議案第32号として上程され、市長及び副市長の給与を令和6年3月1日から同月31日 までの間、それぞれ10分の1を減額するもので、2月29日に専決処分されました。3月定例会が混乱していて先議出来な かったことが先決理由です。

●このことは、大島秀彦前副市長への12月定例会でも問責決議、 3月定例会での辞職勧告決議が発端です。これまで、執行部は大島秀 彦副市長への問責決議、辞職勧告決議は事実誤認としていました。 しかし、今回の専決に対する質問の答弁では、12月定例会において 大島秀彦前副市長が議員への質問等を妨げたことでの自戒処置との 説明があり、矛盾していることから「不承認」となりました。





和光市路上喫煙等の 防止に関する条例

「和光市路上喫煙の防止に関する条例」の -部を改正し、令和6年7月1日から施行さ れました。

今回の改正内容:・「喫煙マナーの向上」・「 加熱式たばこ」「電子たばこ」も規制対象と なります。・私有地の喫煙所の設置及び喫 煙について歩行者に対する受動喫煙の配 慮をお願いするとされています。



詳しくはこちら

水道料金の改正が 7月1日から改定されます。

水道事業は独立採算で行われており、その運営経 費は水道料金により賄われています。電気料金な どの物価の高騰や水道施設などの継続的な更新 を見据えると、令和9年には資金が枯渇し事業運 営が困難になる見通しから、水道料金の改定を行 うこととなりました。※施行日以前から継続して使 用している場合は、10月もしくは11月請求分から 新料金となります。



詳しくはこちら

●災害対応及び避難所について

質問 能登半島地震や東日本大震災のときにいち早く復旧したのが、L Pガスでした。L Pガスが全面復旧し、その後、かなりおくれてか ら都市ガスが復旧、電力の復旧にはかなりの時間を要したそうで す。震災時には、LPガスを活用し、発電機を利用し、必要最低限 の電気確保や温かい食事の提供、空調設備の利用ができること になり、かなり有効だと考えています。避難所へ災害対応バルク を設置し、避難所の機能強化が必要と考えるが如何か。

答弁 災害時に強いガス供給形態として、L P ガスが見直されていると 認識していますので、災害対応バルク供給システムを含め、各避 難所のガス供給方法について調査研究をします。

●消防団について

質問 他の自治体では、消防団OBにより機能別消防団を 組織している事例があります。当市においての消防 団OBの活用について伺う。

答弁 消防団OBの方が大規模災害時の際に後方支援し ていただくことは、非常に心強いです。お渡しできる 資機材や怪我をした時の取扱いなど、細かな点を確 認し、OBの方々の活用について前向きに進めてま いります。

●元職員の業務上横領の和解について

質問 市は、1月9日に被害者に和解金4,870万円を支払いました。市長は、これまでの答弁で、一時的な立て替えだと説明しています。 この事件については、市民は全く責任がなく。市民負担にするのは、到底納得できないので、「一時的な立て替えである」とい う説明は、必ず守ってもらいたいと思います。市長に確認します。

答弁 和解金については、当然、回収すべきと考えています。法令の範囲内で最善の手段を講じます。

質問 市長は、この事件に関して、議会答弁で、松本前市長の監督責任を認めました。そして、責任の取り方については「本人の判断 である」と答弁し、さらに追及されると「個人的に話したい」と答えました。すでに前市長と話されたかと思いますが。

(答弁) 前市長におかれましては、自身の責任は認識されており、また、市の現状についても理解しているものと私も考えています。

市長は、令和6年2月15日の全員協議会で『被害者に対する賠償金の支払いは、取り敢えず、市が立て 替え払いをしたものである』と説明しました。市が立て替え払いをしたものを、市民の負担にすることなく、 『あらゆる手段』を真剣に検討してもらいたいと思います。和解に応じ、賠償金の支払いの判断をし、実際に 支払ったのは、市長であります。その責任は重く、その身に全てを受け止めなければなりません。この事件 は、前市長の時代に起きたものですが、市長は、松本市政を引き継いだ市長として、きちんと後始末をつけ る責務を負っています。市民が注視していることを忘れてはなりません。

この不祥事の責任を市民に転嫁することは、許されません。市政の最高責任者として、最終的な責任を取ら なければなりません。それが、市民の負託を受けた市長の宿命であり、責任であります。

※決議第4号元職員の不祥事に関する賠償責任を市民に負わせないことを求める決議が、

提出者:やさしい未来へ歩む会安保友博議員、賛成者:緑風会吉田武司から提出され賛成多数で決議され ました。市民に転嫁することは、絶対に許されません。



決議文はこちらから

和光北インター東部地区土地区画整理事業計画について

質問 今後工事も始まっていきますが、今商工会から東部地区区画整理事業に市内業者を活用するようにと要望書が出されています。 和光北インター区画整理事業の時は市内業者が何社参加できたのか伺う。

答弁 和光北インター地域地区土地区画整理事業の際は市内業者が4社参加したと聞いております。新たに立ち上がった当地区は総 事業費約240億円のビッグプロジェクトですので、少しでも市内業者がそれぞれの分野で活躍いただけるよう、市としても組 合に要望していきます。

市政に対して関心を持ち、発信していくことが大切です。 税金の無駄遣いがないよう、皆さん一緒に市政を見守っていきましょう。

市政に対するご意見・ご要望、またなにかの時には、なんでもご遠慮なくご相談ください。皆さんと一緒に考えて行きます。



お名前

ご住所

携帯

ご連絡先電話番号

メールアドレス

会長 柳下 正一

FAXの方はこちら ご記入上そのままFAXしてください。

この会は、吉田たけしさんを中心に明るく、楽しく元気なまち づくりを目的に、会員相互の研修と親睦を行なっています。 入会無料です。入会いただける方は下記にご記入の上、 この面をFAXしていただくか、吉田たけしオフィシャルサイト より必要事項を記入の上、送信してください。

インターネットの方はこちら

PC、スマートフォンからも可能です。



http://takechan-yoshida.jp/new/kouenkai.html



ホームページ



FaceBook



吉田たけしの今を伝える。

ブログ



Twitter

〒351-0111 埼玉県和光市下新倉4-15-1 TEL.048-424-3517 FAX.048-462-9369